

平成 20 年第 1 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成20年3月7日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 笠原 幸宏 書記 吉本 正美
 書記 佐藤 ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は7名であります。
		定足数に達しておりますので、これよりただちに平成20年第1回更別村議会定例会を開会いたします。(10時00分)
議 長		村長より招集の挨拶があります。
		村 長
村 長		本日ここに、平成20年第1回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、定刻までにご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。
		平成19年度も残すところ1か月足らずとなりまして、平成19年度に計画目標といたしました事務事業の総仕上げに努めているところでございます。制度改正等、やむを得ない事情により遅れた事業や大口滞納問題の未解決がございますが、国営、道営を含めてほぼ順調に各種事業を行うことが出来ておりまして、議会並びに村民皆様方の日頃のご指導、ご協力に衷心より感謝を申し上げる次第でございます。
		今定例会におきましては、新年度の執行方針をお示しするのを始め、人事案件2件、平成19年度の最終調整となる各会計補正予算6件、新年度の村政執行に向けての条例制定12件、各会計新年度予算7件となっております。
		それぞれご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
議 長		村長の挨拶が終わりました。
		ただちに本日の会議を開きます。
		(10時05分)
議 長		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
		会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、2番高橋さん、3番菊地さんを指名いたします。
議 長		日程第2、議会運営委員長報告を行います。

		先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。 堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 先に、第 1 回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 2 月 29 日、午前 10 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から 3 月 21 日までの 15 日間とし、会期日程については、お手元に配布したとおりと致しました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
議	長	なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第 3 会期決定の件を議題とします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日より 21 日までの 15 日間といたしたいと思います。
議	長	これにご異議ありませんか。
議	長	(ありませんの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は 15 日間と決定しました。 日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
議	長	次に、総務厚生、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。
議	長	初めに、高橋総務厚生常任委員長
議	長	(総務厚生常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
議	長	続いて、松橋産業文教常任委員長
議	長	(産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。)
議	長	これで常任委員会の報告を終わります。
議	長	日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明が求められておりますので発言を許します。
村	長	村 長 一般行政報告につきまして、補足説明をさせていただきます。 1 番、2 番、4 番、5 番につきましては、去る 2 月 21 日と 2 月 29

議 長

議 長

議 長

村 長

議 長

議 長

議 長

教育委員長

日に開催されました全員協議会におきましてご説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

3 の更別村国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について補則をさせていただきます。

この計画につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に基づき策定するものでありまして、従前の老人保健制度から後期高齢者医療制度への転換、医療費適正化等が大きな目標であります。

計画の期間につきましては平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 か年計画でございます。

計画が目指すものとしたしましては、生活習慣病に起因する疾病予防のため、生活習慣の改善により予防対策を進め、発症しない境域界に止めることで重症化や合併症の発症を減らし、結果として医療費の伸びを抑えようとするものでございます。

本村の国民健康保険における各種のデータを資料として添付してございますけれども、現状と課題、特定健診等、特定保健指導の実施、そしてデータの管理の 3 項目に渡ってまとめてございます。

この制度では受診率やメタボリックシンドロームの該当者予備軍の減少等の達成目標がございますために、本計画に基づき、なお一層の受診の励行に努めてまいりたいと思っております。

なお、この計画の中身につきましては、お目通しをいただきたいと思っております。

なお、本計画につきましては、2 月 29 日開催の更別村国民健康保険運営協議会において答申をいただいたところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

これで村長からの一般行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

日程第 6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。

日程第 7、村政執行方針及び教育行政執行方針についての説明が求められております。

この際、この説明を求めます。

村 長

(村政執行方針について説明を行った)

この際、暫時休憩いたします。

(11 時 00 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(11 時 15 分)

教育委員長

(教育行政執行方針について説明を行った)

議	長	これで、村長からの村政執行方針、教育委員長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。
		ただ今の報告に対する質疑は、村政に関する一般質問の際に行います。
議	長	日程第 8、諮問案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。
		推薦者より推薦の理由を求めます。
	村 長	
村	長	諮問案第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。
		人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。
		推薦いたしたい方は、北海道河西郡更別村字上更別南 16 線 90 番地 3、本多俊江氏、69 歳でございます。
		本多氏におかれましては、平成 8 年 3 月 15 日から人権擁護委員を務めていただいております。
		豊富な経験を活かし、引き続きその任を務めていただきたく、推薦するものでございます。
		任期は 6 月 30 日までとなっております。よろしく願いを申し上げ提案説明とさせていただきます。
議	長	これで、推薦の理由の説明を終わります。
		これから質疑を行います。
		本案に対する質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。
		これから諮問案第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決いたします。
		原案によるものを適任と認めることにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、原案によるものを適任者と認めることに決定しました。
議	長	日程第 9、議案第 3 号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
	村 長	
村	長	議案第 3 号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。
		更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるもので

		ございます。 同意を求める方は、更別村字上更別南 15 線 73 番地 2、富士野耕一氏、57 歳でございます。富士野氏におかれましては、平成 17 年 3 月 20 日から同委員を務めていただいております。 任期が 3 月 19 日までとなっております。引き続き委員をお願いするものでございます。
議	長	ご同意賜りますようお願い申し上げ提案説明といたします。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。 おはかりいたします。 ただいま議題となっております、議案第 3 号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、議案第 3 号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。 この際、関連がありますので、日程第 10、議案第 4 号 更別村後期高齢者医療に関する条例制定の件から、日程第 11、議案第 5 号 更別村後期高齢者医療事業特別会計条例制定の件までの 2 件を一括議題といたします。
村	長	提出者から提案理由の説明を求めます。 村 長 議案第 4 号 更別村後期高齢者医療に関する条例制定の件でございます。 更別村後期高齢者医療に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、平成 20 年 4 月 1 日より施行される後期高齢者医療制度に伴い、本村が行う事務について北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、本村において普通徴収の催促等を定める必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。 今回の条例制定に関しましては、関連いたしまして、議案第 5 号で更別村後期高齢者医療事業特別会計条例制定の件をお願いしているものでございます。本来であれば新条例、新会計の設置でありますので、もう少し早い時期が適当と言うことでありますけれども、保険者であります広域連合の施行等の遅れも関係いたしまして本議会に同時提案となったところでございます。

条例の内容につきましては、保険料の徴収に関することが主な内容となっております。次のページからが本文の内容でございますけれども、本文の内容につきましては、林住民生活課長から補足説明をいただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

続きまして、議案第 5 号 更別村後期高齢者医療事業特別会計条例制定の件でございます。

更別村後期高齢者医療事業特別会計条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、平成 20 年 4 月 1 日より後期高齢者医療制度が施行されることから、高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条に基づき、後期高齢者医療制度の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的とし、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページが本文でございます。

更別村後期高齢者医療事業特別会計条例、設置でございます。

第 1 条として地方自治法第 209 条第 2 項の規定により、後期高齢者医療事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

歳入及び歳出として、第 2 条、この会計においては、保険料収入、手数料、一般会計繰入金及びその他の収入をもって、その歳入とし、後期高齢者医療広域連合納付金その他諸支出をもって歳出とするということにしております。

弾力条項の適用でございますが、第 3 条として、この会計においては、地方自治法第 218 条第 4 項の規定により弾力条項を適用できるものとするとしてございます。

附則といたしまして、この条例は平成 20 年 4 月 1 日から施行するということにしております。

以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

補足説明を求めます。

住民生活課長

(議案第 4 号 更別村後期高齢者医療に関する条例制定の件について、補足説明を行った。)

説明が終わりましたので、これから議案第 4 号から議案第 5 号までの質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 4 号 更別村後期高齢者医療に関する条例制定の件に対する討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

住民生活課長

議 長

議 長

議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 4 号 更別村後期高齢者医療に関する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 続いて、議案第 5 号 更別村後期高齢者医療事業特別会計条例制定の件に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 5 号 更別村後期高齢者医療事業特別会計条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、関連がありますので、日程第 12、議案第 6 号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件から、日程第 14、議案第 8 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件までの 3 件を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 6 号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、更別村職員の育児休業等について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、その施行及び国家公務員の取扱に準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。 次のページから改正条例の本文でございますが、今回の条例の改正につきましては少子化対策、子育て支援対策の一環といたしまして、国家公務員及び地方公務員の育児休業法の改正が平成 19 年 5 月公布され、同年 8 月施行となったところでございます。これに基づいての更別村職員に関連する条例の改正を図るものでございます。 改正の要点的なものとしたしましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務を取得することが出来るようにするための規定を追加すること等の内容となっているところでございます。今回の改正にあたって資料

として18ページまで新旧対照表を提出してございます。また9ページから17ページにかけて取扱の適正化を図るために従来の更別村職員の育児休業等に関する事務取扱規程に変えて新たに条例施行規則を制定することとしてございまして、その規則案を提出しているところでございます。内容詳細につきましては、若園総務課長から補足説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

続いて議案第7号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございまして、

更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございまして、

理由といたしまして、更別村職員の勤務時間等について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児短時間勤務制度の新設等と、その施行及び国家公務員の取扱に準じた改正を行うため、この条例を制定するものでございまして、

次のページから改正条例の本文でございまして、

主な改正点といたしましては、育児短時間勤務制度の新設に伴い、勤務時間の取扱を分割明記するものでございまして、

今回の改正にあたりまして、資料として23ページ、24ページに新旧対照表を提出してございまして、

この件に関しましては若園総務課長から補足説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

続きまして議案第8号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございまして、

更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございまして、

理由といたしまして、更別村職員の給与について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児短時間勤務制度の新設等と、その施行及び国家公務員の取扱に準じた改正を行うため、この条例を制定するものでございまして、

次のページから改正条例の本文でございまして、

主な改正点といたしましては、育児短時間勤務制度の新設に伴い、勤務時間の取扱を分割することによる、給料についても明記をするということでございまして、

この件に関しましては、資料として25ページから28ページにかけて、新旧対照表を、また29ページから36ページにかけて、関連いたします規則改正について提出をいたしているところでございまして、

この件に関しましては内容詳細について、若園総務課長から補足説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

補足説明を求めます。

総務課長

議

長

総務課長		(議案第 6 号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件から、議案第 8 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、補足説明を行った。)
議	長	この際、暫時休憩いたします。(12 時 20 分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)
議	長	説明が終わりましたので、これから議案第 6 号から議案第 8 号までの質疑を行います。
		質疑の発言を許します。
		7 番 本多さん
7 番本多議員		先程、説明をいただいたのですが、これは国の少子化、あるいは子育て支援だと思えるのですが、更別村には該当者はいないというふうに伺っているわけですが、この条例を改正することによって、実際にそういう方が出てこられた時に時間外が増えるとか、そういう状況になるという心配はないのでしょうか。
議	長	総務課長
総務課長		ただ今の質問ですが、育児休業が出来ることによって他の人に時間外が増えてくるということですか。
議	長	7 番 本多さん
7 番本多議員		当事者もそうですし、役場職員として、村として庁舎内で、例えば 1 時間取った時にその分が時間外に仕事がされるようになって、そういうことがないのかということを心配したのです。
議	長	総務課長
総務課長		実際に今までも現実に育児休業をしている人もいます。それに伴って従前は育児休業をしていることによって、正職員が欠員状態になるので、それに伴って臨時職員、または専門的な臨時職員を代替職員として雇っていたのですが、それをより明確に休んで復帰する時の勤務の時間も短時間で勤務しながら育児が出来るようになる、短時間で勤務することによって、短時間で勤務する人を確保しなければならないということを整理した条文になっております。
議	長	7 番 本多さん
7 番本多議員		ということは、勤務手当というのは増えていくということになるということですね。
議	長	総務課長
総務課長		超勤が増えるということにはならないと思うのですが、ただこれは出来る規定なので、そういう勤務をしない場合もあるし、完全に休む場合もあります。そして職員を欠員した状態にすると採用しない場合は当然残りの人で勤務していくので、当然超勤とか勤務時間に影響することになります。
議	長	他にありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。

議

長

議案第 6 号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 6 号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 7 号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。

これから議案第 7 号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 8 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。

これから議案第 8 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 15、議案第 9 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

議案第 9 号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、税源移譲による住民税の増額により各税

		の納付時期における負担を均等にするため、国民健康保険税の納期の改正を目的とし、この条例を制定しようとするものでございます。次のページが改正条例の本文でございますが、内容といたしましては、第9条、ご覧のとおり4期から6期に改めるものでございます。この件に関しましては、資料の37ページをお開き願いたいと思いますが、新旧対照表をつけてございます。これまでは第9条で4期としていたものを、改正後では6期に改める、2期増やすということでございます。これはこの度、後期高齢者の保険料の徴収も始まりますことから、このような手段を取ったわけであります。 附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するという内容になってございます。 以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第9号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、関連がありますので、日程第16、議案第10号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件から、日程第18、議案第12号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件までの3件を一括議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第10号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、老人保健法の一部改正及び北海道医療給付事業の対象拡大に伴い条文整理を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

この度の条例改正にあたりましては、平成 20 年 4 月 1 日施行の老人保健法の一部改正、及び平成 20 年 10 月 1 日施行の北海道医療給付事業の拡大に伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

資料といたしまして 38、39 ページに新旧対照表を提出してございますのでご覧いただきたいと思います。これにて説明を申し上げます。38 ページ、新旧対照表でございますが、現行、改正後と対比表をつけてございます。今般の法律の改正によりまして、第 2 条 5 項におきまして老人保健法を高齢者の医療の確保に関する法律ということに改めます。第 46 条の 5 の 2 の第 4 項、この条文につきましては、第 78 条第 4 項に変えるものでございます。続いて第 6 号でございますが、標準負担額となっている文言を食事療養標準負担額ということに改めてまいります。第 7 条の 2 項で現行では本村となっておりますが、それを削り、第 2 項の助成額とする。という以下に、ただし、満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る助成額に限り、保護者に対して助成する。これにつきましては医療費助成対象年齢を満 6 歳から満 12 歳に引き上げをするということでございます。この条例の改正につきましては、附則といたしまして、この条例は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項にただし書きを加える改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から施行するということになってございます。この件に関しましては、更別村は満 12 歳まで外来、入院とも無料にしてございますので、言うなれば村の持ち出しが減るということを理解願いたいと思っております。

40 ページが関連して施行規則の一部を改正する規則でございます。また、41 ページには、それに関しまして新旧対照表を載せてございます。これらにつきましては、ご参照賜りたいと存じます。

以上が議案第 10 号の説明でございます。

続きまして、議案第 11 号 更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、老人保健法の一部改正に伴い、条文整理を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページが改正条例本文でございますけれども、これにつきましても資料の 42、43 ページに新旧対照表を提出してございますのでこれに基づき説明をさせていただきます。

現行、改正後と対照表を提出してございますが、先程申し上げましたけれども、第 2 条 5 項の老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に変わる、第 46 条の 5 の 2 の第 4 項にありますのは、第 78 条第 4 項に変わる、そして法第 28 条というものが法第 67 条に変わ

るということでございます。6号におきまして、標準負担額が食事療養標準負担額ということに改まるということでございます。第7条の条項中の改正についても同じでございます。43ページにまいりまして、附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するということでございます。44ページが関連して施行規則の一部を改正する規則でございます。また、45ページには、それに関しまして新旧対照表を載せてございます。これらにつきましては、ご参照賜りたいと存じます。

以上が議案第11号の説明でございます。

続きまして、議案第12号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、老人保健法の一部改正及び北海道医療給付事業の対象拡大に伴い条文整理を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページが改正条例本文でございますけれども、これにつきましても資料として46ページから新旧対照表を載せてございます。ご覧いただきたいと思いますが、第2条の現行で手帳となつてございますものを身障手帳と改めるものでございます。法第123号の次に、以下「精神保健福祉法」という条文を加えるものでございます。第2号の次に3号を加えるものでございまして、3号として精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、精神保健福祉法施行令第6条第3項に掲げる1級に該当する者、ここに該当するものが今般の対象となるということでございます。47ページにまいりまして、改正後の第7号として、高齢者の医療の確保に関する法律を加えるということでございます。第4項につきましては、現行ではこれまでの旧条例を載せてあったものを削って、ここでは整理をするということでございます。48ページにまいりまして、ここにつきましても各改正条文を整理するということでご参照賜りたいと思います。第3条で医療に関する経費の次に、重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ということを加えるものでございます。あとはそれぞれ今回の法律の改正によって文言を整理するものでございますので、ご参照賜りたいと存じます。附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定及び第3条中「医療に関する経費」を加える改正規定につきましまして、平成20年10月1日から施行するということになってございます。なお、この条例改正にあたりまして、関連する規則の改正として、50ページは規則の改正分、51ページから新旧対照表を

議

長

載せているところでございます。これらにつきましては、ご参照賜りたいと存じます。以上で提案説明とさせていただきます。

説明が終わりましたので、これから議案第 10 号から議案第 12 号までの質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議

長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 10 号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。

これから議案第 10 号 更別村乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 11 号 更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号 更別村児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 12 号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。

これから議案第 12 号 更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

議

長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 19、議案第 13 号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

議案第 13 号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文整理を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページが改正条例の本文でございますが、資料といたしまして、53 ページに新旧対照表を提出してございます。これに基づき説明をさせていただきます。

現行と改正と対比をしてございますが、現行の第 8 条第 2 項中、国家公務員等共済組合法となっておりますものを国家公務員共済組合法に改めるものでございまして、場合を含む。という次に第 9 条第 2 項において同じ。という条文を加えるものでございます。葬祭費の第 9 条にまいりまして、葬祭費におきまして第 2 項を加えるということでございます。前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わないということございまして、他方で支給される場合は 2 重支給とならないようにするということでございます。

54 ページにまいりまして、第 10 条、現行の村は、の次に国民健康保険法第 72 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であってという文言に改めるということでございまして、ここで特定健診等を明確に条文化するということがあります。次に現行では 1 号から 8 号まで事業を掲げてございますけれども、これらを第 4 号に整理をしたということございまして、一読願えればと思っております。その他は条文の整備でございますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成 20 年 4 月 1 日から施行するという内容になってございます。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議

長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議

長

質疑なしと認めます。

議

長

これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 13 号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する
条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 20、議案第 14 号 更別村介護保険条例の一部を改正する条
例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

議案第 14 号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例制定の件でございます。

更別村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしましては、更別村における第 1 号被保険者の介護保
険料について、負担の軽減を図るため、平成 18 年度及び平成 19 年
年度において激変緩和措置を講じてきているが、高齢者の他の制度
における負担増加の状況に鑑み、平成 19 年度の軽減措置を延長し、
平成 20 年度分についても適用するため、この条例を制定しようとする
ものでございます。

次のページが改正条例の本文でございますが、改正内容といたし
ましては、平成 19 年度までを平成 20 年度まで延長するという内容
でございます。

資料といたしまして、55、56 ページに新旧対照表を提出してござ
いますが、同様の内容でございますので、ご参照賜りたいと存じま
す。

なお、この改正について、もう少し説明を加えさせていただきます
す。更別村における第 1 号被保険者の介護保険料は第 3 期計画にお
きまして、基準額の第 4 段階で年間 46,800 円、月額 3,900 円と定め
まして、第 1 段階及び第 2 段階は基準額の 50%、第 3 段階は 75%、
第 5 段階は 125%、第 6 段階は 150%と定めまして、平成 18 年から
平成 20 年の 3 か年、固定した保険料としたところでございます。ち
なみに第 2 期計画の本村の基準額は月額 3,550 円、年額では 42,600
円となっていたところでございます。平成 18 年度からの施行にあたり
まして、税制が大きく改正になった時期でもありますことから、
厚生労働省の介護制度改革本部から税制改正に係る保険料の激変緩
和措置の案が示されまして、この趣旨は平成 18、19 年度のそれぞれ

		の年度において本来適用される課税者等の負担と平成 17 年度税制改正がなかった場合に適用される負担を比較してその負担の増額を一定程度に抑えようとするものであります。これを受けて各市町村にあっては保険料の激変緩和措置を講じているところでございます。激変緩和措置の内容につきましては平成 18、19 年度に段階的に緩和措置を行いまして、平成 20 年度に本則に戻すというものであります。しかし、平成 20 年度においても厚生労働省から激変緩和措置の延長の案が示されたことに伴いまして、十勝管内の全ての市町村において激変緩和措置の 1 年延長するという方向にあるわけであります。本村におきましても高齢者の経済環境に鑑み、平成 19 年度の激変緩和措置を更に 1 年延長を図るものでございます。なお本村の平成 18 年度末の 1 号被保険者は 902 名となっておりまして、平成 20 年度における激変緩和措置の対象者はおよそ 158 名、緩和の総額は 830,000 円程度と推測をしているところでございます。 以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 14 号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 21、議案第 15 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 15 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。 更別村福祉の里総合センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、更別村国民健康保険診療所の一般診療について、自賠責診療及び労災診療との整合性を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。

		次のページが改正条例の本文でございます。
		改正条例中、別表第 2 の中に一般診療、1 点単価 20 円となっておりますものを、一般診療、1 点単価 10 円に改めるものでございます。
		この条例につきましては、平成 20 年 4 月 1 日から施行するという ことにしてございます。一般診療と申しますものは健康保険証を持 たないもの、また持っても保険適用外の診療がある場合、一般 診療の取扱として従来、保険診療では 10 円のものを倍の 20 円を診 療費としていたものでございます。今回、見直しの中で管内の公立 で 20 円としているところは更別村のみでございまして、15 円とし ているところは 2 か所、それ以外の 7 つの医療機関におきましては 10 円としているものでございます。今般、管内の状況と患者本位に考 えまして改正するものでございます。
		なお資料といたしまして 57 ページから新旧対照表を提出してござ いますが、これにつきましてはご参照賜りたいと存じます。
		本件に関しましては 2 月 12 日開催の使用料等審議会におきまして 答申をいただいているところでございます。
		以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明と いたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 15 号 更別村福祉の里総合センター設置条例の一 部を改正する条例制定の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 22、議案第 16 号 平成 19 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)の件を議題といたします。
		提出者から提案理由の説明を求めます。
	村 長	
村	長	議案第 16 号 平成 19 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)の 件でございます。平成 19 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)は 次に定めるところによるものでございます。第 1 条として、歳入歳 出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136,704 千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,179,960 千円とするものでござい

ます。以下につきましては、ご参照賜りたいと存じます。

今回の補正につきましては、平成 19 年度最終調整となるものでございます。補正の多くは事務事業執行による残及び財源確定による整理等でございます。

特に歳出におきましては、地域情報通信基盤整備事業執行残 12,810 千円の減、国保診療施設勘定にて外来収入が伸びてございますので、繰出金 12,278 千円を減額する、そして収支の改善が見込まれるところから公共施設等整備基金への積立増しとして 85,380 千円の追加、そして今後の健全財政を維持するために更別幼稚園の建設の際、借り入れしました縁故債 157,700 千円を繰り上げ償還するという措置をとってまいりたいということで、関係の予算を組んでございます。また、歳入におきましては、村税の調整、地域介護福祉空間整備交付金につきましては新規採択となりまして 3,000 千円の増加、地域情報通信基盤整備推進交付金で事業費減による 4,270 千円の減、コムニ団地宅地分譲地売払収入として 4,006 千円の増、その他収支の状況が良くなったということでございまして、財政調整基金を取り崩して繰入する額 10,348 千円を減額するという内容でございます。なお、江本副村長から補足説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議 長

補足説明を求めます。

副 村 長

副村長

(議案第 16 号 平成 19 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)の件について、補足説明を行った。)

議 長

この際、暫時休憩いたします。(14 時 45 分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。(15 時 00 分)

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

6 番 松橋さん

6 番松橋議員

若干お聞きしたいのですが、随分頑張って全部余してはくれているのですが、初めての経験ですから、これが当たり前だと思えば努力をしたかなと思うのですが、ひとつ聞きたいのですが、先程、副村長が 21 世紀北の森づくり、1,992 千円が民有林の減少で余った、それで去年の予算がいくらで始まったかはわからないのですが、新年度予算に 3,120 千円計上しています。これは民有林を今年これだけまた自信があるという上げ方なのですか。

議 長

副村長

副 村 長

補正予算は 21 世紀北の森の事業につきましては、植栽事業量の減によって 1,992 千円、19 年度でいきますと当初予算が 5,513 千円計上していましたところ、植栽事業量の減、苗の不足等がございまし

議長
6 番松橋議員

て 3,521 千円の事業量になったものでございまして、新年度予算については、数字的には 19 年度の当初予算よりはそういったものを考慮して反映してございます。

6 番 松橋さん

今日、委員長報告でも申し上げて、森林組合が内部の問題とはいえ、やはりその中心にあるのは更別村では森林組合がそういう組織だと思いますけれども、若干、今年の春からそういう問題で組合員の信頼を失って事業が進まなかったという懸念はないのですか。

議長
産業課長

産業課長

21 世紀北の森づくり推進事業でございまして、19 年度については当初、33.64 ヘクタールのカラマツを植栽するという計画でありまして、実績では 24.4 ヘクタールということで、20 年度の予算については 20 ヘクタールということでカラマツを植栽していくということであります。予算についてはなぜ 19 年度で事業が減ったかというのは、実際、植栽事業は前の年から計画していきますけれども、今年の場合は春先に苗が出回らなくて足りなかったということで植えられなかった部分があるということでもあります。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

単純に苗がなかったというふうに考えてよろしいのですか。

例えば組合員にそういう気持ちがあって仕事をする人がいなかったり、頼むところがなかったりという懸念は全然なかったということですか。

議長
産業課長

産業課長

実績の中では事業面積が減ったということで、主な理由としては苗が手に入らなかったということ聞いております。とりあえず事業面積が減ったということで、今回の補正に至っております。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

初めての経験ですからあれなのですけれども、例えば農業委員の報酬で少し余ってきていますが、どうして報酬が余ってくるのか。最初から高めに見えて余すという感覚はないのでしょうか。

議長
農業委員会事務局長

農業委員会事務局長

農業委員の報酬につきましては、議会推薦の木山委員さんが当初、農業委員であったのですが、その後、松橋委員に変わったということでその間、空間が一時生じたことによって減額が出てきたということでございます。

議長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

それであれば理解はできるのですけれども、ただこういう見方をして、今、お話をされたからわかるのであって、全般に見まして努力をして余ったのか、その辺は見えて若干高めにしているのかなと思います。おそらく今年度予算を審議するにあたって、逆にきちんと事務方もその辺の整理が必要なのかなと思っています。

議長

村 長

村 長

例えば各委員会において何回委員会を開く、委員の定数はいくらだということで全員参加の予算を組むわけなのです。その中で欠席をされたりした場合には報酬が余ってくるということがございます。総じて更別村の場合はそういう考えで予算を立ててございますけれども、例えば多くの大きな事業が各種ございますが、事業の目的を達したものは執行残、これを消化しないという方針のもとに来ておりますので、更別村の場合は細かな予算措置となっているわけなのです。

ですから更別村がこれまで多くの基金を積み立ててきたというのも、こういう手法によって来たものでありますので、今後につきましても少ない金額であっても、執行残の消化というものはしないという精神のもとに健全財政化を図ってまいりたいと思いますので、その辺はご理解を頂戴したいと思います。

議 長
6 番 堂場議員

4 番 堂場議員

今の村長の答弁と絡めて 25 ページ、情報通信基盤整備事業の工事請負費で 12,810 千円の残があるということで、ただ今の村長の答弁からいくとおかしいのではないかと思いますので、中身を細かく説明して下さい。

議 長
村 長

村 長

この情報通信基盤整備につきましては、入札結果でその分が落ちたということでございます。当初、それらについて細かく積算をして執行していくわけですが、それが業者の競争によってこれだけ落ちてきたということでご理解願いたいと思います。

議 長
4 番 堂場議員

4 番 堂場議員

ということは、この事業計画をする時には、入札とかそういうことを考えた中で組んだわけではないというのは、ちょっと金額が大き過ぎるのです。12,000 千円といったらひとつの事業ができるくらいに残だから、今の村長の言うように入札結果でこうなりましたということになれば、いかにも入札の過程に問題があるのではないかと疑うようになるのだけれども、その辺はそういうことにはならないのか。

議 長
副 村 長

副村長

先程、村長が説明しましたけれども、本体 75,600 千円を見ていましたけれども、入札執行で 62,790 千円ということで、これはあくまでも一般競争入札で執行したわけでございますので、ある程度予定価格を定めた金額でいきますと予定価格に対して 83%の落札率でございます。これは競争の原理ということで、それぞれ予定価格を定めて予定価格内で 83%ということで、大幅に減ったということはそれぞれ業者が競争して思い切って入札の札を入れたという状況でございますので、これは最初からそういうことは察知できないわけでございますので、結果としてこういった状況もあり得るということをご理解願いたいと思います。

議長
4 番 堂場議員

4 番 堂場議員

入札でそのような幅があるということであれば、入札には今後そのようなことを頭に入れて努力して下さい。

それから 15 ページ、不動産売払収入の中の村有地売払収入で 185 千円、これはあまりにも金額が小さいので村の土地売却にしたらちょっと小さいなと思って、そのことについて教えて下さい。

議長
産業課長

産業課長

今、開発で直轄明渠排水をやっていますけれども、そのこの村の関係の部分を開発に売り渡すのですが、その分で細切れに出てくるお金でございます。

議長
副 村 長

副村長

先程の情報基盤整備事業の関係で入札の仕方を一般競争入札と言いましたけれども、指名競争入札でございます。訂正させていただきます。

議長
7 番 本多議員

7 番 本多議員

今回が最後の補正だと思うのですが、前回、福祉灯油の関係で 1,000 千円を追加補正しましたが、その後の状況について伺いたいと思います。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長

申し込みなのですが、実際にはかなり少ない状況です。2 月 29 日まで申請を受け付けておりますので、補正の方で減額は出来ませんでしたけれども、補助対象となるのは 69 件だったと思います。補助対象とならない生活保護世帯もございますので件数としては 77 件と記憶してございます。

議長
1 番 赤津議員

1 番 赤津議員

今回が最後の補正ですけれども、過去 17、18 年は逆に減額していたのです。今回は追加です。更別村の財政は正直言って今の補正を見る限りだとある面では楽な補正に見えてなりません。特に幼稚園の繰上償還、これは 17 年度に借りて今年度に払うということは、これをやると今後の影響はないのか。私はあるような気がして心配なものですから 1 点聞きたいと思っております。

それとやりくり上手の中でこんなに結果が出ているのですが、やはり当初予算の見方というのは、ある程度、もう少し査定の段階で残した分でこれだけあれば、別な事業も何かひとつ、更別村は過去においても逆算できちんと繰越を残すような計算でやっているのが今までずっと同じようなパターンで来ているから理解はするのですが、その中でも少しは変えていかなかったら、ある程度シビアにやらないと、ただ住民には厳しい、お金は大変だという言い方をしながら結果としてこういうことになるとなかなか示しがつかないと思います。ですからその辺はこれからは査定の段階で厳しさがあって良いのではないかというふうに思っております。ただ残ったからまわすということではなく、みんなのお金で節約したのだから

議長
副 村 長

こういうものをまた作るというものを見せなかったら、ただ貯めるということだけでは理解できないと思うので、2つの点についてお聞きしたいと思います。

副村長

予算編成の関係で副村長査定ということで過去からずっとやってきております。予算の組み方があまいのではないかとということもございますけれども、幼稚園の繰上償還、17年度に借りてなぜ19年度にしたのかということでございます。これは17年度から財政収支計画を立てながらやってきてございます。基金は確かにそんなには入ってございませぬけれども、特に更別村の場合は地方交付税が経常財源の55%を占めているということで、17年度当時は19年度が地方にとっては合併をしなかった場合、かなりの交付税に対する減額がきついただろうということで、幼稚園の起債を借りたわけでございます。18、19年と国の方も地方財政に対して手厚くなってきたという感じでございます。そういったことが19年度の交付税でも7.1%、18年度の実績と比べまして延びてございます。この要因につきましては、頑張る町村応援プログラム、大型製造業に対する固定資産税の免除に伴う基準財政収入額が40,000千円位減りましたから、その分、交付税が増えたということで、あくまでも交付税につきましては需要額というのがありまして、そこから基準財政収入額を差し引いてやるものですから40,000千円減ったということは交付税が増えるようなシステムになっていますので、今年は特にそういった面で19年度は管内一延びたということがあります。それは推計があまいと言われれば基準というのは難しいわけございまして、基準財政収入額の算定に使う単位費用とかそういったものを見比べながらやるわけなのですけれども、小さい町村におきましては推計が非常に難しい要素があるのかなというふうに思っております。幼稚園の起債は単独債と言いまして、交付税の裏打ちが全くない借金でございしますので、14,000千円位の利子の軽減が図れるという意味で今回、繰上償還させていただいた状況にございます。財政運営的には農業振興基金も国営、道営の負担金で計画的に2、3年前に繰上償還をしまして、一括償還に充てて減らしてきておりますし、総合計画につきましても今年からスタートするわけでございますので、そういった財政の裏打ちがなければ色々な事業が出来ないわけございまして、やはり色々なアイデアを出して村民にも参加していただきながらやっていくためにはどうしても財源というのは必要でございますので、将来的なことも考えるとやはり基金を持つことが住民の福祉なり、地域の活性化になるということがございますので、その中でいつまでも住み続けられるようなまちづくりということでやっている意味からも借金を減らしながらなるべく補助金を使いながら有利な基金を使いながらやっていくというのが財政運営上の鉄則かと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議

長

色々な予算の計上の仕方については、それぞれ課長の査定を受けながらやってございますので、今回も非常に細かい数字で減額補正をしております。そして返すものは返して、積むものは積むという手法でやっていくことが大きな基金の運用面からいけば、それだけ運用的な利子等も稼げますので、そういったことで今までやってきております。その辺も今後の査定の中で色々と検討していきたいと思っておりますけれども、地方交付税が 1 番の財源でございますので、それに大きく振り回されるというような地方の悩みがあるということを理解していただきたいと思っております。

議

長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。

これから議案第 16 号 平成 19 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 23、議案第 17 号 平成 19 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

議案第 17 号 平成 19 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)の件でございます。

平成 19 年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)は次に定めるところによるものでございます。第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,076 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 479,765 千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,706 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 331,516 千円とするものでございます。以下、ご参照賜りたいと存じます。

事業勘定の歳出からご説明をさせていただきます。

11 ページをお開き願いたいと思っております。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきまして 92 千円の追加となっております。これにつきましては、特定健診に係る旅費の増ということでございます。款 2 保険給付費といたしましては 3,250 千円の追加でございます。項 1 療養諸費 5,000 千円の追加でございます。目 1 一般被保険者療養給付費 4,000 千円、目 2 退職被保険者等療養給付費

1,000 千円、それぞれ実績見込で追加するものでございます。項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金 1,750 千円の減でございますが、当初 15 人の出産を見込んでございましたけれども 10 人の見込みとなりまして 5 人分を減ずるものでございます。12 ページ、款 5 共同事業拠出金でございますが、項 1 共同事業拠出金 907 千円の減額でございます。目 1 高額医療費拠出金で 27 千円の追加、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 934 千円の減でございます。これらにつきましても実績見込みで、それぞれ増減を図るものでございます。款 6 保健事業費、項 1 保健事業費 597 千円の追加でございます。目 1 保健衛生普及費につきましましては、補正額はございませんけれども、財源の振替をするということであります。目 2 疾病予防費 597 千円、これにつきましましては、インフルエンザ予防接種が増えてございまして負担金の増となるものでございます。款 8 諸支出金、項 1 繰出金、目 1 診療施設勘定繰出金 44 千円の追加でございます。この件に関しましては、国の交付金の追加によります診療施設勘定への繰出でございます。

続きまして歳入にまいりまして、8 ページをお開き願いたいと思います。款 3 国庫支出金、5,419 千円の増でございます。項 1 国庫負担金 3,479 千円の減につきましましては、目 1 の療養給付費等負担金で 3,479 千円を減ずるものであります。これにつきましても実績見込みでこのような推計をしているところでございます。項 2 国庫補助金 8,898 千円、目 1 財政調整交付金 8,898 千円追加でございまして、普通調整交付金の追加が 8,801 千円、これは保険者の財政力、医療負担、それぞれ調整のための交付金でございます。特別調整交付金 97 千円の追加でございますが、これにつきましましてはへき地診療所分、制度改正等の交付金として 97 千円追加されたものでございます。款 4 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金、441 千円減額でございます。これについては実績見込みによるものでございます。款 5 道支出金、項 2 道補助金、目 1 道財政調整交付金 2,658 千円の追加でございます。普通調整交付金につきましましては医療費の実績見込みで 769 千円の減となるものでございますが、特別調整交付金といたしましては 427 千円の追加、その他特別調整交付金として 3,000 千円の追加でございます。427 千円の追加に関しましてはインフルエンザ予防接種、医療費の適正化対策として追加交付されたものでございます。また 3,000 千円に関しましては、収納率の確保の面から向上していると評価を受けまして、そのために 3,000 千円新規に交付されたものでございます。款 6 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、12,667 千円、目 1 高額医療費共同事業交付金 8,207 千円の追加でございます。目 2 保険財政共同安定化事業交付金につきましましては 20,874 千円の減額となっているものであります。実績見込みということで、今回大きく補正をさせていただきましたけれども、これにつきましましては該当者が大幅に少なくなって

しまったという状況のもとに減額となったものでございます。款 8 繰入金 6,489 千円の追加であります。項 1 他会計繰入金 1,689 千円の減、目 1 一般会計繰入金 1,689 千円でございます。これらにつきましても、それぞれルール分と積算をして一般会計からの繰入金を調整したものでございます。項 2 基金繰入金 8,178 千円、目 1 基金繰入金 8,178 千円の追加でございますが、これは財政調整のための繰入れでございます。款 10 諸収入、項 2 雑入、目 2 雑入、1,618 千円につきましては診療報酬の不正請求がありまして加算金を含めて 1,618 千円を返還していただくということで予算措置をしたものでございます。

続きまして、診療施設勘定の歳出 18 ページをお開き願いたいと思います。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、2,157 千円の減額でございます。一部、光熱水費の追加がございますが、総体的に執行残ということでございます。19 ページ、款 2 医業費 5,863 千円の追加でございます。項 1 医業費 6,280 千円の追加、目 1 医療用消耗器材費 466 千円、目 2 医薬品衛生材料費 5,852 千円、目 3 医療委託料 125 千円、それぞれ外来患者が伸びてございまして、その外来収入の伸びと共に費用もかかるわけございまして、それぞれ積算をし、追加させていただくものでございます。目 4 寝具費 163 千円の減額で実績見込みによるものでございます。目 5 医療用機械器具費につきまして補正はございませんが、財源の振替ということでございます。項 2 給食費、目 1 給食費 417 千円の減額でございますが、実績見込みによるものでございます。款 3 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、目 2 利子となってございますけれども、それぞれ財源振替のために補正をするものでございます。

歳入につきましては 16 ページをお開き願います。款 1 診療収入、15,515 千円追加するものでございます。それぞれ本年度におきまして入院収入は少し少なくなっておりますけれども、外来収入が大きく伸びているということでございまして、実績見込みにより診療収入の補正をさせていただくということでございます。款 2 使用料及び手数料、項 2 手数料、目 1 文書料 125 千円追加させていただきます。各種診断料の実績見込みでございます。款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金 12,278 千円減額、目 1 一般会計繰入金 12,278 千円減額とするものでございます。診療収入が大きく伸びたということで今まで財源補てんとして予算化しておりましたものを減ずるということでございます。項 2 事業勘定繰入金につきましては 44 千円追加とするものでありまして、これは国からの交付金として交付されるものを事業勘定から繰り入れするということであります。款 8 村債、項 1 村債、目 1 過疎対策事業債につきましては 300 千円の追加ということでございます。5 ページに戻っていただきまして、地方債の補正でございます。過疎対策事業債におきまして変更前が 2,800 千円、変更後 3,100 千円となるものでございます。起債の方法、利率、償

議

長

還の方法等についてはお目通しをいただきたいと思います。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

議

長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議

長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 17 号 平成 19 年度更別村国民健康保険特別会計
補正予算(第 5 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議

長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 24、議案第 18 号 平成 19 年度更別村簡易水道事業特別会
計補正予算(第 3 号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村

長

村 長

議案第 18 号 平成 19 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)の件であります。

平成 19 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は次
に定めるところによるものでございます。第 1 条、歳入歳出予算の
総額から歳入歳出それぞれ 744 千円を減額し、歳入歳出予算の総額
を歳入歳出それぞれ 66,006 千円とするものでございます。

以下、ご参照賜りたいと存じます。

歳出からご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、目 1 水道管理費 701 千円の減
額でございます。これにつきましては全て執行残ということでござ
います。款 2 公債費、項 1 公債費、目 2 利子 43 千円を減額するもの
でございます。実績による執行残ということでございます。

5 ページ、歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 水道費負担金 198 千円
減額するものでございます。これにつきましては工事見込み件数の
減によるものでございます。款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、
目 1 水道使用料 1,000 千円の追加でございます。これにつきましては
水道使用料のみでございます。款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、
目 1 一般会計繰入金、1,546 千円減額するものでございます。収入が

議

長

伸びたということでございまして、それぞれ調整の上一般会計からの繰入金を減額するものでございます。なお、8 ページに補正予算給与費明細書をつけてございますが、これにつきましてはお目通しをいただければと思います。

以上、提案理由とさせていただきます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議

長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長

これで討論を終わります。

これから議案第 18 号 平成 19 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 25、議案第 19 号 平成 19 年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

議案第 19 号 平成 19 年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 2 号)の件であります。

平成 19 年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 2 号)は次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ 32,600 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 303,923 千円とするものでございます。

7 ページの歳出からご説明を申し上げます。

款 2 医療諸費、項 1 医療諸費 32,600 千円の減額でございます。内訳といたしましては、目 1 医療給付費 32,000 千円、目 2 医療支給費 600 千円、それぞれ減額となるものでございます。これにつきましては、4 月から 12 月までの実績、1 月から 3 月につきましては見込みということで実績見込みの上、調整をするものでございます。5 ページの歳入の説明をさせていただきます。款 1 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 医療費交付金 15,242 千円、実績見込みによります減となるものでございます。款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 医療費負担金 15,948 千円、これにつきましても実績見込みによる減ということでございます。款 3 道支出金、項 1 道負担金、目 1

		医療費負担金 3,987 千円、これについても同じでございます。款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、これにつきましては 420 千円を減ずるものでございます。これにつきましては歳入歳出調整の上、一般会計からの繰入金を調整するということでございます。款 6 諸収入、項 2 雑入、目 2 延納金 2,997 千円の追加でございます。これにつきましても診療費の不正請求がありまして 2 件であります。これに係る返納金でございます。
議	長	以上、提案理由とさせていただきます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 19 号 平成 19 年度更別村老人保健医療事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 26、議案第 20 号 平成 19 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 20 号 平成 19 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の件であります。 平成 19 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによるものでございます。 第 1 条、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ 5,673 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 292,682 千円とするものでございます。 8 ページの歳出からご説明を申し上げます。 款 1 総務費 596 千円の減額でございます。項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 195 千円の減額でございますが、執行残によるものでございます。項 2 施設管理費、目 3 個別排水施設管理費 401 千円の減額でございます。これにつきましては点検時期の変更ということがございまして減額するものでございます。款 2 事業費 4,897 千円を減額するものでございます。項 1 下水道整備費 2,338 千円減額でございます。これにつきましては、目 1 下水道建設費で 2,338 千円減

額、これにつきましては執行残でございます。項 2 農業集落排水施設整備費、これにつきましては 318 千円の減、目 1 農業集落排水施設建設費 341 千円の減でございますが、これにつきましても執行残でございます。目 2、農業集落排水事業償還基金費、これにつきましては 23 千円の追加となるものでございます。これにつきましては、農業集落排水事業償還基金積立金の利子分の追加でございます。項 3 個別排水処理施設整備費、目 1 個別排水処理施設整備費につきましては 2,241 千円の減、これにつきましても執行残によるものでございます。款 3 公債費、項 1 公債費、目 2 利子につきましては 180 千円の減、これにつきましては実績によるものでございます。

6 ページ、歳入でございますが、款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金におきまして 435 千円の減額でございます。目 1 下水道事業分担金、これにつきましては 140 千円の追加でございます。一括納付者が増えたということで、ここは追加となっております。目 2 個別排水処理事業分担金 575 千円の減でございます。これにつきましては、店舗併用住宅設置費に係る部分が減となっております。款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料につきましては 711 千円の減額でございます。内訳といたしましては、目 1 下水道使用料において 400 千円、目 3 個別排水処理施設使用料について 311 千円、それぞれ減額となるものでございます。これにつきましても実績見込みによるものでございます。款 4 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金につきましては 23 千円を追加するものであります。款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、2,750 千円減額となるものであります。公債費分は 16 千円追加でございますが、財源補てん分としては 2,766 千円減ずるものでございます。款 8 村債、1,800 千円の減額でございます。これにつきましては、目 1 下水道事業債 1,200 千円、目 2 過疎対策事業債 600 千円、それぞれ実績により減額をするものでございます。

3 ページの地方債の補正でございます。

下水道事業債におきまして 43,300 千円から 42,100 千円に変更する、過疎対策事業債におきまして変更前 31,400 千円を 30,800 千円とするものでございます。合計で 1,800 千円の減となるものでございます。

なお、11、12 ページの補正予算給与費明細書におきましては、お目通しをいただければと思います。

以上、簡単でございますが、提案理由とさせていただきます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

議

長

議

長

議

長

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 20 号 平成 19 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長

日程第 27、議案第 21 号 平成 19 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

議案第 21 号 平成 19 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)であります。

平成 19 年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,829 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 245,247 千円とするものでございます。

8 ページの歳出からご説明を申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 335 千円の追加で
ございます。これにつきましては、後期高齢医療制度の改正に伴い
まして、コンピュータシステムを改修するということで追加をさせ
ていただくものであります。款 2 保険給付費につきましては 5,661
千円の追加をお願いするものでございます。項 1 介護サービス等諸
費につきましては 4,235 千円、目 1 介護サービス等諸費についても
同額でございます。これにつきましては実績見込みということでご
ざいますが、法定居宅サービス給付費 6,923 千円、居宅介護支援給
付費 1,177 千円、それぞれ減額となるものでございますが、次の法
定施設サービス給付費につきましては 16,874 千円増額するもので
ございます。これにつきましては平成 18 年度末、法定施設入所 36 名
となつてございましたけれども 41 名入所となりまして、大幅な伸び
を示したということでございます。住宅改修給付費、地域密着型介
護サービス給付費についても、それぞれ減額となるものでございま
す。項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス等諸費 512
千円追加するものでございます。これにつきましても、実績見込み
でございます。9 ページ、項 3 高額介護サービス費、目 1 高額介護サ
ービス費につきましては 372 千円追加するものであります。実績見
込みということでございます。項 4 特定入所者介護サービス費、目 1
特定入所者介護サービス費 542 千円の追加であります。これにつ
きましても実績見込みということで追加をさせていただくものであり

ます。款 4 地域支援事業費につきましては 1,167 千円の減でございます。項 1 介護予防事業費、目 1 介護予防一般高齢者施策事業費につきましては 680 千円の減となるものでございまして、執行残でございます。項 2 包括的支援事業・任意事業につきましては 487 千円の減となるものであります。目 1 包括的支援事業費につきましては補正額はございませんが、財源振替ということでございます。目 2 任意事業費につきましては 487 千円減、これにつきましては、実績見込みによる減となるものでございます。

5 ページの歳入をご覧くださいと思います。

款 1 介護保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料につきましては 910 千円を実績見込みにより追加するものであります。款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 介護予防事業手数料につきましては 88 千円の減、これは実績によるものでございます。款 3 国庫支出金 847 千円の追加、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金 261 千円の追加であります。これにつきましても、実績見込みということでございます。6 ページ、項 2 国庫補助金 586 千円の追加、目 1 調整交付金 227 千円の追加、目 3 地域支援事業交付金 192 千円の追加、目 4 事業費補助金 167 千円の追加でございます。それぞれ実績見込みにより追加をするものでございます。款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金につきましては 1,755 千円追加するものであります。款 5 道支出金 1,674 千円の追加、項 1 道負担金、目 1 介護給付費負担金につきましては 1,578 千円の追加であります。項 2 道補助金、目 2 地域支援事業交付金につきましては 96 千円の追加であります。款 7 繰入金 269 千円の減額であります。項 1 一般会計繰入金におきまして 581 千円の減額、目 1 介護給付費繰入金 708 千円の追加であります。目 3 地域支援事業繰入金 96 千円追加、目 4 その他一般会計繰入金につきましては 1,385 千円減額するものでございます。項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金 312 千円の追加でございます。これは介護保険事業基金繰入金からの繰り入れということでございます。以上、これら歳入歳出の調整を図って補正とするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 21 号 平成 19 年度更別村介護保険事業特別会計

議

長

補正予算（第 2 号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 28、議案第 22 号 平成 20 年度更別村一般会計予算の件から、日程第 34、議案第 28 号 平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村

長

平成 20 年度の各会計の予算を説明させていただきます。

始めに平成 20 年度会計予算につきましては、新たな第 5 期更別村総合計画を始め、各計画に盛り込まれました目標の実現を図るために健全財政維持を念頭に置き、原油高騰による諸物価値上がりの中、人件費抑制や物件費節減に努めて編成をいたしたものであります。

とりわけ、第 5 期更別村総合計画で平成 20 年度に計画いたしました事業についてはほぼ 100% 予算化をいたしたところでございます。

それでは一般会計からご説明申し上げます。

議案第 22 号 平成 20 年度更別村一般会計予算は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,518,582 千円と定めるものであります。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定によりまして、一時借入金の借入れの最高額は 500,000 千円と定めるものでございます。

8 ページ、歳入をお開き願いたいと思います。

前年度の比較が出来ますので、事項別明細書をもって説明させていただきたいと思います。前年度予算は 3,954,336 千円でありましたので、前年度と比較いたしまして 11% 減となるものであります。前年度との比較で主なものを申し上げますけれども、款 1 村税の村民税におきまして平成 19 年度からの水田・畑作経営所得安定対策の導入によりまして、実績部分、黄ゲタの部分でございますが、その支払いが平成 20 年度にずれ込んでいるということ、また見込みでございましてけれども、村民所得の伸びがあまり見られないということ等を見込みまして個人、法人合わせて 33,977 千円の減、逆に固定資産税につきましては整備増が見られますことから 18,221 千円増といたしまして、村税全体といたしましては前年度比 17,310 千円減の 4.1% 減となるものであります。401,961 千円としたものであります。款 9 地方交付税につきまして、普通交付税につきましては平成 19 年度決定額を基本にいたしまして特殊要因や新たな地方再生枠をカウントいたしまして 1,802,714 千円を計上したものであります。またこれに特別交付税 100,000 千円を加えまして前年度比 130,936

千円、7.4%増の 1,902,714 千円としたものであります。款 17 繰入金中、財源不足を補うための財政調整基金取り崩しに関しましては、前年度比 50.2%減の 88,366 千円としたものであります。平成 19 年度に国営かんがい排水の一括償還のために農業振興基金の取り崩しによる基金繰り入れにつきましては、本年度は償還がございませんので、0 としております。繰入金全体といたしましては 264,214 千円減の 124,588 千円といたしたものであります。款 20 村債でございますが、交付税に変わる臨時財政対策債につきましては 21.5%増、16,540 千円増の 93,400 千円を見込む他は昨年的大型事業でありましたリラクタウン関連事業、地域情報通信基盤整備事業等の事業減により、全体といたしまして前年度 46.2%減の 266,800 千円としたものであります。その他、前段申し上げました前年度的大型事業でありました事業減による補助金の減、また道路特定財源を含みます前年度実績を勘案した歳入見込みによりまして、3,518,582 千円を予算化したものでございます。

続いて 9 ページ、歳出でございます。

総体的なことを申し上げたいと存じますが、款 2 総務費におきまして減となるものにつきましては先程申し上げました地域情報通信基盤整備事業 75,600 千円の減、リラクタウン関係事業については 47,183 千円減の 31,857 千円、新たなものといたしましては協働のまちづくり基金への積み立て 10,000 千円、それらをカウントいたしまして、今年度は 143,586 千円減の 771,015 千円としたものでございます。款 3 民生費におきまして憩いの家改築実施設計に 8,944 千円、老人保健福祉センター改修といたしまして 4,758 千円の予算措置、大きく昨年から比較いたしまして減額となりますのは昨年、地域密着型介護老人福祉施設の建設補助として 190,000 千円見ておりましたので、これが減となるものであります。款 4 衛生費でありますけれども、医療制度改正により老人保健医療事業特別会計の繰り出し金につきましては後期高齢者医療事業に移行するということになるために前年比 32,478 千円減の大幅減となるものであります。一方、診療所施設勘定への繰出金につきましては、平成 16 年度診療所建設整備に係る公債費の償還が本格的に始まりますので大きく増となっております。また、医療提携委託金の増額によりまして 45,893 千円増の 141,266 千円となるものでございます。これらから衛生費といたしましては、昨年比 20,796 千円増となるものであります。款 6 農林水産業費につきましては、農地・水・環境保全向上対策事業につきまして、更別北地区が加入することによる増額、道営畑地帯負担金 34,000 千円の増、自給飼料増産対策費の増額等あるところでございますが、昨年度は国営かんがい排水事業の繰上償還として 279,164 千円を行っておりまして、結果、農林水産業費全体といたしましては 236,647 千円という大幅な減となるものであります。款 7 商工費につきましては、カントリーパーク施設改修費等増額となっております。

ます。款 8 土木費につきましては、昨年の賃貸住宅建設費 19,200 千円がなくなるということであります。その代わり、除雪専用トラックの更新費 36,624 千円、橋梁の改修、民間住宅耐震診断費助成等によりまして前年度比 14,526 千円増となるものであります。款 9 消防費につきましては、リラクタウンエリアの耐震貯水槽整備費として 7,700 千円を盛り込んでおります。なお消防費につきましては別冊の南十勝消防事務組合の予算資料を提出してございますので、ご参照賜りたいと存じます。款 10 教育費につきましては、こども夢基金へ 5,000 千円の積立、太陽光発電実施設計等、増となるものもございまして昨年度のスクールバス購入費 25,725 千円の減によりまして教育費全体では 5,390 千円の減となるものであります。款 12 の公債費についても前年度比 7,245 千円減となっておりまして、地方債につきましては 7 ページをお開き願いたいと思いますが、平成 20 年度の地方債につきましては記載のとおり、過疎対策事業債として 173,400 千円、臨時財政対策債として 93,400 千円、合計で 266,800 千円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法はお目通しをいただきたいと思っております。また 163 ページからの給与費明細書、172 ページにつきましては、債務負担行為に係る調書でございしますが、これらにつきましてはお目通しをいただきたいと思っております。なお、予算資料といたしまして別冊にて歳入及び性質別経費調、建設事業調を提出してございます。また先の議員協議会におきまして、平成 20 年度各会計予算概要を提出してございますので、これらを参考にしていただければと思っております。

以上、議案第 22 号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 23 号 平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計予算でございます。

平成 20 年度更別村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 450,382 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 361,626 千円と定めるものであります。

185 ページ、歳入をお開き願いたいと思っております。

事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書でございしますが、これにて説明させていただきます。

歳入合計は前年度比 18,665 千円、4.3%増の 450,382 千円でございます。款 1 国民健康保険税につきましては、医療制度改正により後期高齢者が除かれるということで、前年度比 12,394 千円、8%の減の 143,141 千円としてございます。款 3 国庫支出金は、新たに特定健康診査等負担金 578 千円を見込んでございますけれども、これまでの実績等を勘案し、9,669 千円、9%減となる 97,964 千円としたものでございます。款 4 療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等の療養給付費交付金でございまして、制度改正により

28,686 千円という大幅減の 10,517 千円とするものであります。款 5 前期高齢者交付金という新たなものでございますが、64 歳から 74 歳に係る負担調整として 81,953 千円を見込むものでございます。款 6 道支出金につきましては、新たに特定健康診査等負担金 578 千円の増となっておりますけれども、道補助金におきまして平成 17 年度に国の療養給付費負担率が 40%から 36%へ 4%減の改正が行われたわけであります。その激変緩和措置として道から調整交付金として 6%分の補てんが平成 19 年度までなされていたところでございますが、これが今年度なくなるということであります。15,390 千円という大幅減となったものでございます。款 7 共同事業交付金につきましては、これまでの実績を勘案いたしまして 61,700 千円予算化したものでございます。款 9 繰入金につきましては、道の調整交付金 6%の減は大変大きいものがございまして、一般会計からの財源補てんの増額、また財政調整交付金からの繰入 11,912 千円により最終的に 49,820 千円を予算化し、財政調整を図ったところでございます。

続いて 186 ページ、歳出でございます。

款 2 保険給付費、昨年度の当初予算におきまして、給付費を少し抑えた形で予算化したこともございまして、本年度は実績状況等を勘案いたしまして、前年度比 38,357 千円増の 271,784 千円としたものであります。款 3 後期高齢者支援金等は制度改正により、新たに 61,251 千円を見込んだものであります。款 4 前期高齢者納付金等につきましても同様新たに 43 千円を予算化いたしました。款 5 老人保健拠出金につきまして、後期高齢者医療制度への移行などによりまして、86,868 千円減の 7,328 千円となるものであります。款 8 保険事業費につきましては、新たに特定健康診査等、事業費といたしまして 3,840 千円を予算措置する等、4,140 千円増の 4,719 千円としたものであります。款 10 諸支出金、6,680 千円のうち、主なものとしたしましては、国から交付される診療所に係る特別調整交付金 6,514 千円を診療所の方に繰り出すということであります。料金につきましては医療費の伸びを勘案いたしまして、前年度比 2,061 千円増の 7,780 千円としたものであります。

213 ページ、給与費明細書でございますが、これについてはお目通しを願いたいと存じます。事業勘定におきまして、総体的に医療費が伸びの状況にございます。また激変緩和措置の道の交付金廃止、基金残高の減少等から今後、国保税にて見込みではございますが、15,000 千円程度の増額を確保しなければ今後厳しい状況になるというところでございます。

続きまして、214 ページ、診療施設勘定の歳入歳出予算事項別明細書でございますが、これにて説明させていただきます。

歳入でございます。款 1 診療収入の入院収入につきましては、介護老人福祉施設が本年 8 月、開所となりますことから、介護病床の入院患者の減を見込んでございまして、10,490 千円減となっております。

います。逆にこれまでの実績等を勘案いたしまして、外来収入につきましては、8,957 千円増といたしまして、診療収入全体といたしまして、1,485 千円減の 211,505 千円としたものでございます。款 4 繰入金につきましては、償還公債費の増、医療提携委託金の増額等の要因によりまして、45,915 千円増の 147,780 千円としたものであります。歳入合計といたしましては、前年度比 40,020 千円増の 361,626 千円となるものであります。

続いて 215 ページ、歳出でございます。

款 1 総務費中の医療業務委託料でございますけれども、新たに設立する家庭医療学センターと委託契約をすることとしておりまして、医師等現体制には変更はありませんけれども、昨今の医師確保の困難性、それらを考えまして新家庭医療学センターへの運営費、医師養成研修費を各町村に応分の負担をしていくということをいたしまして、安定的な医師の確保、家庭医療学の推進を図らなければならないというところでございます。

このことから昨年比 9,096 千円増の 69,388 千円を委託料として計上しているところであります。総務費全体といたしましては、8,331 千円増の 204,583 千円としたものであります。款 2 医業費につきましては、3,888 千円減の 95,201 千円、款 3 公債費につきましては、平成 16 年度に診療所建設のため借り入れいたしました公債費の本格償還が始まるということでありまして、35,569 千円増の 61,742 千円の計上となったところであります。

233 ページからの給与費明細書、239 ページの地方債に関する調書につきましては、お目通しを願いたいと存じます。診療施設勘定におきましても大変厳しい状況にありまして、昨年度、診療所の経営診断をしてございますけれども、病床群の方向性を十分検討し、改善を図ってまいりたいと思っているところでございます。

以上、議案第 23 号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 24 号 平成 20 年度更別村老人保健医療事業特別会計予算でございます。

平成 20 年度更別村老人保健医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,738 千円と定めるものであります。

242 ページ、歳入をお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、これにて説明させていただきます。

本会計につきましては、医療制度の改正によりまして、後期高齢者医療事業に移行となるものであります。経過措置として当面、会計を残して、老人保健医療事業の残務会計処理を行うということでありまして、本年度予算につきましては、本年 3 月分の診療分 1 か月分と月遅れ請求等それらを半月分と見込みまして 1.5 か月分を予算

化したものでございます。結果、前年度比 293,785 千円減の 42,738 千円としたものであります。歳出につきましても同様の考えで予算化をさせていただいたものであります。

以上、議案第 24 号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 25 号 平成 20 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

平成 20 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,354 千円と定めるものであります。

本会計につきましては、更別村後期高齢者医療に関する条例、更別村後期高齢者医療事業特別会計条例制定の際に説明申し上げたところでございますが、本年度から新たな医療制度事業が始まるわけであり、この制度改革にあたりまして、村といたしましては説明会の開催、行政区懇談会、末広学級での説明、また保険料を試算いたしまして、個々にお知らせする等、制度の浸透に努めてまいったところであります。

本年度予算につきましては、65 歳から 74 歳で該当者となる方を含めまして 480 名程度で予算化したものであります。

256 ページ、歳入をお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、これにて説明させていただきます。

款 1 後期高齢者医療保険料として 27,837 千円、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定分、事務費対象分、予備費等を勘案いたしまして、7,511 千円としたものであります。これに諸収入を加えまして、歳入合計を 35,354 千円としたものであります。

続いて 257 ページ、歳出でございます。

款 1 総務費におきまして、一般事務等を加えまして 547 千円、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合会への共通経費を含みますけれども 33,805 千円、諸支出金、予備費等を加えまして歳出合計を 35,354 千円としたものであります。

以上、議案第 25 号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 26 号 平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計予算でございます。

平成 20 年度更別村介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 245,254 千円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,654 千円と定めるものであります。

本会計につきまして少し会計の仕組についてご説明をさせていただきますけれども、介護認定者に対する介護サービス給付費につきましては、国の負担が 25%、道の負担が 12.5%、村の負担が 12.5%

で、合計 50%が公費となるものでありまして、残りの 50%のうち 1 号保険者が 19%、残りの 31%を 2 号保険者で負担する仕組みとなっております。2 月現在の介護認定者は 144 名であります。このうち施設入所者は 41 名でございまして、平成 18 年度末から比較いたしまして、5 名増加しているものであります。また平成 20 年度におきまして、地域密着型介護老人福祉施設がオープンいたしますことから、保険給付費が伸びるということで予算化を図ったところであります。

270 ページお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書でございしますが、これにて説明させていただきます。

事業勘定の歳入、歳出におきましては、前年度比 11,424 千円増の 245,254 千円としたものであります。

291 ページをお開き願いたいと思います。

サービス事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書でございしますが、これにて説明させていただきます。

サービス事業勘定においては、居宅支援サービス事業推進のために地域包括支援センターを設置しているわけでありまして、ここで新予防計画策定事務等を行っているところでございます。この会計につきましては昨年度比 250 千円増の 1,654 千円としたものであります。歳出も同じでございます。

以上、議案第 26 号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 27 号 平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計予算でございします。

平成 20 年度更別村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49,977 千円と定めるものであります。

300 ページお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書でございしますが、これにて説明させていただきます。

本年度予算につきましては、前年比 18,782 千円、率にいたしまして 27.3%減の 49,977 千円の予算としたところであります。

主な要因といたしましては、リラクタウン地区の簡易水道整備費を本年度 1,281 千円見てございますけれども、前年と比較いたしまして、19,312 千円減となるものであります。こうしたことを勘案し、本年度の歳入歳出予算を 49,977 千円としたものであります。

299 ページをお開き願いたいと思います。

本年度の起債でございしますが、簡易水道事業債として 400 千円、過疎対策事業債といたしまして 400 千円、合計 800 千円を見たところでございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、お目通しを願いたいと存じます。

また 314 ページからの給与費明細書、319 ページの地方債に関する

調書につきましてもご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第 27 号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 28 号 平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計予算でございます。

平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 229,521 千円と定めるものであります。

324 ページお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、これにて説明させていただきます。

本年度予算につきましては、前年比 50,105 千円減の 229,521 千円としたものであります。

主な要因といたしましては、リラクタウン地区の下水道環境工事として本年度は事業費 5,300 千円でございますけれども、これは前年度比 80,500 千円減となっております。個別排水処理施設の整備につきましては、本年度 22 基分を見ておりまして、前年度 15 基でございましたので 7 基増の 16,727 千円増を見ております。これまでの整備に係る公債費の償還等が増となってございまして、一般会計からの繰入金等で調整するなどし、歳入歳出の予算としたところでございます。

322 ページをお開き願いたいと思います。

第 2 表の債務負担行為でございます。これにつきましてはお目通しを願いたいと存じます。

323 ページ、地方債でございます。本年度につきましては、下水道事業債として 23,000 千円、過疎対策事業債といたしまして 12,900 千円、合計 35,900 千円としたものであります。

343 ページからの給与費明細書、347 ページからの債務負担行為に係る調書、348 ページの地方債に係る調書についてもお目通しを願いたいと存じます。

以上、議案第 28 号の提案説明とさせていただきます。

全会計予算についてお認めをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

おはかりいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。説明が終わりましたので、これから議案第 22 号から議案第 28 号

議 長

議 長

2 番高橋議員
議 長
2 番高橋議員

に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

議長、動議。

2 番 高橋さん

ただいま議題となっております議案第 22 号 平成 20 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 28 号 平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までは、なお慎重なる審査の必要が認められますので、本議会に議長を除く全員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願い致します。

(賛成の声あり)

議 長

ただいま 2 番高橋さんから特別委員会設置の動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

したがって本動議をただちに議題として採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の設置の動議は可決されました。

おはかりいたします。

議案第 22 号 平成 20 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 28 号 平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までは、地方自治法第 110 条第 1 項及び第 3 項並びに委員会条例第 5 条及び第 7 条第 1 項の規定により、議長を除く全員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これを付託のうえ、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号から、議案第 28 号までは、議長を除く全員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、会期中の審査とすることに決定しました。

委員長と副委員長が互選されるまで、暫時休憩いたします。

(16 時 55 分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(17 時 10 分)

次に「予算審査特別委員会」において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告書が議長に提出されていますので報告します。

委員長に 1 番赤津さん、副委員長に 6 番松橋さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので報告済といたします。

議	長	日程第 35、意見書案第 1 号 「道路の中期計画」の推進に関する意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 7 番 本多さん
7 番本多議員		「道路の中期計画」の推進に関する意見書の件の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。 国は、平成 20 年度以降 10 年間の「道路の中期計画」を策定中であり、今後北海道においては、高規格幹線道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災や救急医療など生活道路の確保においても、道路の整備が不十分であるほか、除雪などの維持管理業務や、橋梁などの維持更新費用の増大が見込まれます。 このような中で、道内地方公共団体は、毎年、道路特定財源のほか、多くの一般財源を投入して道路の整備・管理を行っています。 これらのことから、その必要額が確保され、中期計画が着実に推進されるように強く要請するものであり、別紙意見書を菊地議員、松橋議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 1 号 「道路の中期計画」の推進に関する意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 1 号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 36、陳情第 1 号 「地域医療の確保に関する意見書採択」に関する陳情書の件を議題といたします。 おはかりいたします。 ただいま議題となっております陳情第 1 号の「地域医療の確保に関する意見書採択」に関する陳情書の件については、会議規則第 92 条の規定に基づき、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。

議

長

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 「地域医療の確保に関する意見書採択」に関する陳情書の件は、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議

長

日程第37、陳情第2号 道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する陳情書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております陳情第2号 道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する陳情書の件については、会議規則第92条の規定に基づき、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する陳情書の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。

議

長

おはかりいたします。

議事の都合により3月8日から3月18日まで11日間休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、3月8日から3月18日まで11日間休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって、散会いたします。

(17時20分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年3月7日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 菊 地 ル ツ